

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600274号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年4月1日から平成9年1月16日まで
② 平成16年12月1日から平成17年4月1日まで

私は、平成4年4月1日から平成17年3月31日まで、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、請求期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

記憶している当時の同僚の氏名を挙げるので、調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、i) 請求期間①について、A社は、「請求者に係る厚生年金保険への加入の有無について、入社当時は加入させていなかった。平成9年頃に、請求者から厚生年金保険への加入希望があり、平成9年1月16日に厚生年金保険に加入させた。それよりも前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答していること、ii) 請求期間②について、同社は、「請求者の1週間の勤務日数が減ったため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。資格喪失後は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答し、当時の同社の社会保険事務担当者も同様の回答をしていること、iii) 請求期間①及び②について、同社は、請求者に係る平成7年及び平成8年の個人別賃金台帳、並びに平成17年分賃金台帳を保管しており、当該台帳により、請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、当該台帳の支給合計欄又は差引支給額欄に記載されている毎月の額は、請求者の預金通帳の写しに記載されている給与振込額と一致していることが確認できることなどから、既に平成27年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回の訂正請求において、平成4年4月1日から平成17年3月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、請求期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期

間となっていない旨主張し、自身が記憶している複数の同僚の名前を挙げ、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が挙げた同僚のうち、照会先が判明した同僚に照会したものの、連絡を取ることができず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得られなかったことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。